

広島県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年六月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

石風呂切串線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町字花木五二三番一地先から 江田島市江田島町切串五丁目二二九四五番一 地先まで	八一・三〇〇 八一・五〇〇	八一・三〇〇 八一・五〇〇	二・六〇〇 四・〇〇〇	二二、二七五・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 一部拡幅 不用物件延長 二、一九三・ 〇〇メートル